

平成29年度富士見市国民健康保険改革について

第1 背景

- ・国民健康保険法の改正（平成27年5月）により、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる。
財政基盤の脆弱な人口規模の小さい町村の国民健康保険の財政基盤の安定化、事務の効率化
国から地方へ毎年3,400億円の財政支援（国は市町村へ法定外（赤字）繰入の解消＝増税を要求）
- ・都道府県は、それぞれ国民健康保険運営方針を定め、その中で国民健康保険税の賦課方式の標準、標準保険税率、赤字解消計画を示す。
- ・都道府県は、医療提供体制（病床数の認可など）と医療給付体制との機能を兼ねるようになり、都道府県が住民負担と医療水準の在り方を総合的に検討することが可能に。

第2 市町村の検討・対応事項（富士見市の場合）

- ・賦課方式の検討（四方式から二方式への変更）・・・埼玉県の国保運営方針では二方式が標準的賦課方式とされる
- ・税率改定
- ・賦課限度額の引き上げ

第3 賦課方式の変更について

- ① 資産割は二重課税との批判、現金収入にならない固定資産への課税への疑問が多い
- ② 1世帯あたり人数が2人を下回り、平等割（世帯割）の意義がなくなっている。



賦課方式の変更の必要性（なお、県内では40市町村が30年度までに二方式に移行する意向を示している。）



検討の視点

- A) 一気に平成30年度から賦課方式を二方式とする
- B) 四方式を段階的に廃止し、緩やかに二方式に移行（激変緩和の観点）
- C) 上記に関係なく、今までどおり四方式のままとする

第4 税率（税額）の改定

- ① 国保財政は慢性的な赤字であり、今後団塊の世代の高齢化や医療技術の高度化などにより更に赤字が増える見通し
- ② このままでは国民皆保険制度が持続不可能になってしまう
- ③ 富士見市では10年間、保険税率（税額）の引き上げをしてこなかった（賦課限度額を除く）



税率（税額）改定の必要



検討の視点 …許容する赤字額を決め、応能応益割合を決めれば、税率（税額）は一意に定まります。

ア) 3年で赤字を50%削減し、6年赤字をゼロにする（A案、B案）

イ) 3年間で10%赤字を削減し、6年で赤字を50%削減する（A案改、B案改、C案）

ウ) その他

第5 賦課限度額の改正

現在、富士見市の賦課限度額は85万円。→ 法定限度額の89万円まで引き上げ、中間所得層の負担軽減を図る。

医療給付費分	52万円→54万円（2万円の引き上げ）	…約840万円の調定増
後期高齢者支援分	17万円→19万円（2万円の引き上げ）	…約570万円の調定増
介護納付金分	16万円→16万円（据え置き）	
合 計	85万円→89万円（4万円の引き上げ）	…約1,410万円の調定増

国民健康保険には、「給付と対価の関係」があるため、累進課税、所得比例課税とすることは適当ではありません。そのため法令により上限額が定められています。この上限額を「賦課限度額（又は課税限度額）」といいます。